

東総R02-003号
令和2年 7月16日

原子力規制委員会 殿

神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
東芝エネルギーシステムズ株式会社
代表取締役社長 畠澤 守

核燃料物質等保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、
東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所 核燃料物質等保安規定（N28-2）を
別紙のとおり変更認可申請します。

別紙

核燃料物質等保安規定(N28-2)の変更

1. 変更の理由

平成30年11月9日付け原規規発第1811093号をもって認可を受けた東芝エネルギー
システムズ株式会社 原子力技術研究所 核燃料物質等保安規定(N28-2)の一部を別添
「新旧対照表」のとおり変更する。

2. 変更内容（詳細は別添の通り）

(1) 核燃料物質の事業所外搬出に向けた変更

第31条の3（運搬）に事業所内に加えて事業所外を追加する。

3. 附則

この規定は、原子力規制委員会の認可以後、所長が別に定める日から施行する。

以上

別添

新旧対照表

東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所 核燃料物質等保安規定 (N28-2)

日	新	備考
東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所	核燃料物質等保安規定 (N28-2)	(平成12年9月29日) 改正 平成13年4月1日 改正 平成13年9月7日 改正 平成16年4月14日 改正 平成23年4月1日 改正 平成26年5月7日 改正 平成28年4月1日 改正 平成30年4月1日 改正 平成30年7月1日 改正 平成31年3月1日 改正 令和2年月日 改正 年月日の追加
東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所	核燃料物質等保安規定 (N28-2)	(平成12年9月29日) 改正 平成13年4月1日 改正 平成13年9月7日 改正 平成16年4月14日 改正 平成23年4月1日 改正 平成26年5月7日 改正 平成28年4月1日 改正 平成30年4月1日 改正 平成30年7月1日 改正 平成31年3月1日 改正 令和2年月日 改正 年月日の追加

第8章 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵等

第8章 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵等

(運搬)

第31条の3 N28-2 担当部長は、核燃料物質等を事業所内で運搬するときは、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようを行うこと等、法に定める措置を講ずることも、あらかじめ管理担当部長及び主務者の承認を得なければならない。

2 N28-2 担当部長は、前項の運搬が終了したときは、その結果を管理担当部長及び主務者に報告しなければならない。

(運搬)

第31条の3 N28-2 担当部長は、核燃料物質等を事業所内並びに事業所外で運搬するときは、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようを行うこと等、法に定める措置を講ずることも、あらかじめ管理担当部長及び主務者の承認を得なければならない。

2 N28-2 担当部長は、前項の運搬が終了したときは、その結果を管理担当部長及び主務者に報告しなければならない。

(運搬)

運搬に事業所外運搬を追加